

# 三条市共同企業体運用基準

平成 17 年 5 月 1 日制定

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 特定共同企業体（第 4 条—第 10 条）
- 第 3 章 経常共同企業体（第 11 条—第 13 条）
- 第 4 章 雑則（第 14 条—第 17 条）

## 附則

### 第 1 章 総則

#### （趣旨）

第 1 条 この基準は、三条市建設工事入札参加資格審査規程（平成 17 年告示第 4 号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、共同企業体の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （共同企業体の種類）

第 2 条 この基準に定める共同企業体の種類は、規程第 12 条に規定する特定共同企業体及び経常共同企業体とする。

#### （共同企業体活用の原則）

第 3 条 共同企業体の活用は、次に掲げる原則を踏まえ、適正に行うものとする。

#### （1）単体発注の原則

工事の発注は、単体企業への発注を原則とする。

#### （2）共同企業体の活用の限定

共同企業体は、工事の種類、規模等を勘案し、単体企業による施工に比べ効果的な施工が確保できる場合その他施工に当たり必要と認められる場合に限り活用することを原則とする。

### 第 2 章 特定共同企業体

#### （対象工事）

第 4 条 特定共同企業体の発注に付すべき工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事のうち、市長が指定したものとする。

#### （1）全体工事費がおおむね 1 億 5,000 万円以上の土木工事、建設工事、設備工事

#### （2）技術的難度の高い工事、特殊技術を要する工事その他特定共同企業体による施工が適当と認められる工事

#### （3）その他市長が必要と認めた工事

#### （対象工事における混合指名等）

第 5 条 対象工事の競争入札等において、特定共同企業体以外の有資格業者であって当該工事を確実かつ円滑に施工できると認められるもの（以下「単体有資格業者」という。）

があるときは、当該単体有資格者を参加させることができる。

(対象工事の指定及び適格業者の要件の決定)

第6条 対象工事の指定及び特定共同企業体の構成員に適する者（以下「適格業者」という。）の要件については、三条市請負工事指名委員会（以下「指名委員会」という。）の審査を経て決定する。

2 適格業者の要件は、次のとおりとする。

(1) 対象工事に対応する建設工事の種類ごとの格付けの最上位の等級に格付けされた業者（等級の格付けがされていない建設工事の種類にあつては、資格審査結果数値の高位の業者。以下「最上位等級に格付けされた業者」という。）又は第2等級（最上位等級の直近下位の等級をいう。以下同じ。）に格付けされた業者であること。

(2) 対象工事の規模、技術的難度、施工条件等により、その都度必要に応じて定める建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定による建設業の許可の種類、格付け総合数値又は経営事項に関する審査結果の総合評点、施工実績、営業所の所在地その他の条件を満たすものであること。

3 前項第1号の規定にかかわらず、対象工事の性格等に照らし、指名委員会が特に認める場合は、最上位等級又は第2位等級に格付けされた業者のほかに第3位等級（第2位等級の直近下位の等級をいう。以下同じ。）に格付けされた業者を適格業者の要件とすることができる。

(公告)

第7条 前条第1項の規定により対象工事が決定されたときは、工事内容、適格業者の要件、申請期間その他必要な事項を公告するものとする。

(特定共同企業体の結成)

第8条 特定共同企業体は、構成員が自主的に結成するものとする。

(特定共同企業体の資格要件)

第9条 特定共同企業体は、次に掲げる要件のすべてを満たすものでなければならない。

(1) 構成員のいずれかが最上位等級又は第2位等級に格付けされた業者であり、かつ、他の構成員が最上位等級、第2位等級又は第3位等級に格付けされた業者であること。ただし、構成員のいずれかが第2位等級に格付けされた業者で、他の構成員のすべてが第3位等級に格付けされた業者となる構成は認めない。

(2) 構成員の数が3者以内であること。

(3) 構成員の出資比率は、次のいずれにも該当すること。

ア 代表者の出資比率が構成員中最大であること。

イ 構成員の最小出資比率については、構成員が2者の場合は30%以上、構成員が3者の場合は20%以上であること。

(4) 代表者は、施工能力等に照らし、円滑な共同施工を確保する上で中心的な役割を担うことができる者とし、構成員の等級が異なる場合は、上位等級に格付けされた業者

であること。

- (5) 構成員が当該対象工事について、他の特定共同企業体の構成員となっていないこと。
- (6) 対象工事について、その種類に対応し、法に定めるところにより監理技術者又は国家資格を有する主任技術者等を工事現場に配置することができること。

(特定共同企業体の資格審査の申請)

第10条 資格審査を受けようとする特定共同企業体は、第7条の規定による広告のあった日から起算して7日以内（別に期間を定める場合は、当該定める期間）に規程第15条第1項の規定による申請書類を市長に提出しなければならない。

### 第3章 経常共同企業体

(経常共同企業体に資格条件)

第11条 経常共同企業体は、次に掲げる要件のすべてを満たすものでなければならない。

- (1) 構成員が、規程第5条第1項又は規定第7条第4項の規定により入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 構成員が、入札に参加しようとする業種（以下「登録業種」という。）について、法第3条の規定による建設業の許可を得てから3年以上の営業実績のあるもの又は当該許可を得てからの営業実績が3年未満の者で相当の施工実績を有し、円滑かつ確実な共同施工が確保できると認められるものであること。
- (3) 構成員の登録業種における元請実績（官公庁及び民間における直前2年度分の平均年間元請完成工事高をいう。）及び法第7条第2号ハに該当する者（以下「国家資格者」という。）の数が、次の基準を満たすものであること。
  - ア 土木一式工事及び建築一式工事においては、元請実績が1,000万円以上で、かつ、国家資格者が2人以上いること。
  - イ 電気工事、管工事、舗装工事及び鋼構造物工事においては、元請実績が500万円以上で、かつ、国家資格者が1人以上いること。
- (4) 構成員が登録業種について、他の経常共同企業体の構成員となっていないこと。
- (5) 構成員の数が3者以内であること。
- (6) 構成員のすべてが同一又は直近2等級以内に格付けされた者であること。
- (7) 構成員及び代表者の出資比率は第9条第3号に規定する基準を満たすものであること。
- (8) 対象工事について、その種類に対応し、法の定めるところにより監理技術者又は国家資格を有する主任技術者等を工事現場に配置することができること。

(経常共同企業体の資格申請)

第12条 資格審査を受けようとする経常共同企業体は、規程第15条第1項の規定による申請書類を市長に提出しなければならない。

(解散)

第13条 入札参加資格者名簿に登載された経常共同企業体は、参加資格の有効期間中（請

け負った工事で未完成のものがあるときは、当該工事が完成する日までの間)は、やむを得ない理由がある場合を除き、市長の承認を得なければ解散することができないものとする。

#### 第4章 雑則

##### (共同企業体の入札及び見積)

第14条 共同企業体に対する入札通知及び見積書を徴するときの通知は、共同企業体の代表者に対して行うものとする。

2 共同企業体の入札書又は見積書には、構成員全員が記名押印しなければならない。ただし、構成員全員が構成員以外の者に入札又は見積りを委任したときは、構成員全員の押印は省略し、当該受任者の記名押印をもって入札又は見積りをすることができる。

##### (共同企業体との請負契約)

第15条 共同企業体との請負契約書には、構成員全員が記名押印しなければならない。

2 工事の監督、請負代金の支払等契約に基づく行為については、すべて共同企業体の代表者を相手方とする。

##### (共同企業体からの脱退に対する承認)

第16条 構成員は、市長の承認を受けなければ、工事の途中において共同企業体から脱退することができないものとする。

##### (その他)

第17条 この基準に定めるもののほか、共同企業体の運用については、別に定める。

#### 附 則

この基準は、平成17年5月1日から実施する。